

東日本大震災における災害廃棄物を原燃料とするセメントの
公共事業での使用を促進するためのインセンティブの付与の
対象地域の拡大について

復興庁
国土交通省
農林水産省
環境省
経済産業省

- 東日本大震災の被災地における災害廃棄物処理の推進を図るため、国土交通省、農林水産省、環境省が実施する直轄工事のうちコンクリートを主要工種に含む工事において、東日本大震災における災害廃棄物を原燃料としたセメントを使用する企業を総合評価落札方式において加点評価する取組については、岩手県を対象地域として7月以降公告手続きを開始する工事から選定し実施してきたところ。
- 今般、埼玉県セメント工場において、新たに災害廃棄物の受入れを開始したことから、埼玉県についても対象地域とすることとし、11月以降公告手続きを開始する工事から選定し実施する。
今後、さらに受入れ状況や、広域処理の進捗状況を踏まえ、需給バランス等をみながら、段階的に対象地域を拡大していくこととする。
- 本取組の期間中、引き続き関係省庁間の連絡調整を密にし、環境省を中心に政府一丸となって、その円滑な運用に万全を期すこととする。
- なお、本取組の期間は平成26年3月までとする。